

10 防災教育

第3期プラン 1-(2)-オ

1

「生きる力を育む教育の推進」

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ、風水害を含む様々な自然災害から自らの生命を守るため、地域の災害特性を理解した上で正しい知識や技能を身に付け、主体的に判断し行動する力を育成する。また、生命に対する畏敬の念や助け合い、ボランティア精神等共生の心を育み、人間としての在り方や生き方を幼児児童生徒に考えさせる「兵庫の防災教育」に取り組む。併せて、災害に備え地域の防災拠点として機能するよう学校の防災体制の充実を図る。

令和4年度 重点実践事項

- 防災教育副読本「明日に生きる」を活用した実践的な防災教育の実施
- 「学校防災マニュアル」を踏まえた、地域等と連携した学校防災体制の充実

実践目標

1

防災教育を充実する

実践目標

2

学校防災体制を充実する



重点! ①「兵庫の防災教育」の推進 全

指導計画に防災教育副読本「明日に生きる」等の活用を位置付け、震災の経験や教訓を語り継ぐとともに、防災・減災の意識高揚を図る。

また、「防災教育カリキュラム作成の手引き」を活用し、各教科や体験活動等を通して災害から自らの生命を守るため主体的に行動する力を育成する。

②実践的な防災教育の推進 全

地域の災害特性等を踏まえ、災害時に身を守る行動や対策等がとれるよう、様々な場面や時間帯での災害の発生を想定するとともに、避難所での生活・行動、備蓄について考えるなど、発達段階に応じた学習形態や指導内容を工夫する。

③ボランティア活動の推進 小中高特

被災地への支援活動やボランティア活動等を通じて生命の尊さを実感させるとともに、地域の一員として協働できる、助け合いの心を育成する。実施の際は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、ICTを活用して交流するなど、活動内容を工夫する。



重点! ④心のケアに関する指導の充実 小中高特

防災教育副読本「明日に生きる」等を用い、災害による心的ストレス及びその対処について指導する。

指導にあたっては「心のケア研修資料」の事例や取組を参考にするなど、阪神・淡路大震災における心のケアの取組成果の継承に努める。



重点! ①災害に備えた危機管理体制の構築 全

危機管理に的確に対応できるよう、県の「学校防災マニュアル」を踏まえ、防災訓練等の機会を活用しながら、災害対応マニュアルを不断に見直し、校内外研修等を通じて情報共有する。また、災害時の避難所運営支援において期待される役割については、感染症への対応を含め、避難所を設置・運営する責任を有する市町防災部局、自主防災組織等と協議を行う。



重点! ②家庭・地域等との連携・協働体制の構築 全

地域の災害特性等を踏まえ、平素から家庭、地域住民、近隣学校園、市町防災部局、消防署等の専門機関との連携を強化し、感染防止対策を講じた上で実践的な防災訓練を実施する。

感染防止対策に努めてもなお実施が難しい場合は、地域・専門機関の担当者等と教職員のみで役割分担や連携を確認する訓練や図上訓練を行うなど、学校組織の実践力を高める。

③心のケア体制の構築 全

心のケアが必要な幼児児童生徒に適切に対応するため、校内外で情報の共有化を進めるとともに、研修等を通じて教職員のカウンセリングマインドの向上を図る。また、スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラー、医療機関等の専門家、関係機関との連携を強化する。



地震を想定した避難訓練(小野市立市場小学校)

関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

防災教育カリキュラム作成の手引き ～兵庫の防災教育はじめての一步～	(R2 県教委)
学校防災マニュアル[令和元年度改訂版]	(R1 県教委)
震災・学校支援チームEARTHハンドブック[平成28年度版] 一部改訂	(R1 県教委)

震災・学校支援チーム(EARTH)の活動

EARTHは阪神・淡路大震災時に受けた全国各地からの支援に報いるために結成され、災害発生時に被災地の学校を支援する教職員の組織です。被災地支援とともに平時には県内外への講師活動等を行っています。

◇災害時の活動

- ①学校教育応急対策と学校早期再開に向けた助言
- ②児童生徒等の心のケア
- ③学校における避難所運営支援 等

◇平時の活動

- ①各種研修会等での講演・助言
- ②各学校での兵庫の防災教育の推進
- ③各地域の地域防災体制への協力 等



※お問い合わせは各教育事務所または
県教育委員会事務局教育企画課まで

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に 立地する要配慮者利用施設

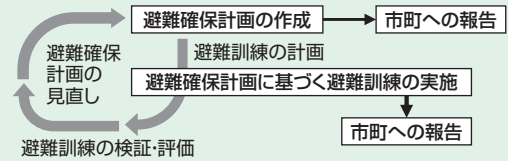
平成29年の水防法及び土砂災害防止法の一部改正により、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、市町の地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられている学校は、以下の事項についての報告が義務付けられています。

- (1) 避難確保計画の作成及び市町への報告
- (2) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施及び市町への報告

※市町による施設の指定は、ハザードマップが改訂されると追加指定される場合がありますので、自校が対象校かどうかは、市町の防災担当部局に確認することが必要です。

【対象校がすべきこと】

※□は義務



○要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として
防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと



【参考資料】 学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)

(令和2年3月)

県教育委員会では、平成9年度に各学校の災害対応マニュアル作成のための手引きとして「学校防災マニュアル」を作成しました。阪神・淡路大震災から25年を機に3度目の改訂を行い、今後発生が予想される様々な自然災害から児童生徒の生命を守る学校防災体制の構築をめざしています。



【内容構成】

I 事前の備え

- 第1章 事前の危機管理
- 第2章 防災(避難)訓練の実施

II 発生時の危機管理

- 第3章 災害発生時の危機管理

III 事後の対応

- 第4章 災害時における避難所としての学校の果たす役割

【活用のポイント】

- ・PDCAサイクルにより防災(避難)訓練の工夫改善を図り、災害対応マニュアルの実効性を確保する。
- ・WBS(※)により災害発生時における教職員の行動・対応等について整理し、災害発生時の危機管理体制を整備する。
※WBS(Work Breakdown Structure)・・・工程を細かな作業(Work)に分解(Breakdown)し、構造化(Structure)する管理手法
- ・学校防災体制診断リストにより災害対応マニュアル等の見直しや学校組織の実践力の向上を図り、事前の危機管理体制を強化する。



【参考資料】 防災教育カリキュラム作成の手引き～兵庫の防災教育はじめての一步～

(令和3年3月)

小学校学習指導要領の総則には、「安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と規定されており、中学校、高等学校学習指導要領でも、同様の規定があります。各学校でカリキュラムマネジメントの視点を持って教科等横断的に防災教育を行ってもらえるよう、防災教育カリキュラム作成等に関する資料をまとめました。



【内容構成】

- (1) 兵庫の防災教育について
- (2) 防災教育推進全体計画
- (3) 防災教育指導計画
- (4) 防災教育に関連する単元一覧表

【活用のポイント】

- ・各校種の防災教育推進全体計画例を参考に、児童生徒の発達段階、学校の実態等に応じて、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- ・各教科、特別活動等における学習活動例をもとに指導する。



施策解説P.64